

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第2回相談支援専門部会 要点記録

【日時】令和2年2月6日（木） 14時から16時まで

【会場】文京シビックセンター3階 障害者会館 C会議室

【出席者】

樋口 勝 委員（部会長）、北原 隆行 委員（副部会長）、志村 健一 委員、高田 俊太郎 委員
佐藤 澄子 委員、安部 優 委員、鈴木 淳 委員、熊澤 徹 委員、田中 弘治 委員、
金子 宏之 委員、関根 義雄 委員、本加 美智代 委員、阿部 智子 委員、井上 倫子 委員
天野 亨 委員、渋谷 尚希 委員、岡村 健介 委員、野上 達子 委員、高松 泉 委員

【欠席者】

土屋 功子 委員

【事務局】

海老名 大、菊池 景子、鈴木 聖人

【開会前に事務局からの連絡】

- ・傍聴及び会議内容の公開について確認
- ・記録作成のため会議内容の録音許可について
- ・出欠確認
- ・事前配布資料の確認
- ・当日配布資料の確認

【会議次第】

1. 開会挨拶

○文京区障害者自立支援協議会 相談支援専門部会部会長 樋口勝氏より

2. 議題

(1) 令和元年度相談支援専門部会から親会への提言について 【資料第1号参照】

○樋口部会長より資料内容の説明

○意見交換・質疑等

文京区では精神障害者対象の「障害者相談支援事業」に相当する相談支援事業として、区単独の補助金事業である「文京区精神障害者相談支援事業」を実施している。要綱上でも「障害者相談支援事業」に相当する相談支援事業として文京区では「文京区精神障害者相談支援事業」を実施すると明確になっている。この補助事業は区内で3か所の地域活動支援センターが請け負っている。まずその相談支援事業を請け負っているという自覚を各事業所が持つことが必要だと思う。説明の通り、このままの補助事業内容のまま事業継続し

て良いとは考えてはおらず、今後所管とも協議をしていく必要性は感じている。この補助金額でどの程度の事業実施が出来るのか、国の要綱で定められている「障害者相談支援事業」の事業内容をどのように実現していくのかは検討が必要。そのためにまずは「文京区精神障害者相談支援事業」の実績をどのように挙げていくかが課題。現状の実績数は地域活動支援センターの業務と被ってしまっており、「文京区精神障害者相談支援事業」の事業効果が見えづらい。今後集計の在り方や支援実績の分析が必要かと思われる。平成 30 年の「文京区精神障害者相談支援事業」が年間約 14,000 件の件数がある。これが少ないのか多いのかはわからないが、この件数を受けていても区内で相談支援事業が少ないという声があるのであれば、何かしらの対策は必要なのではないか。また「指定一般相談支援事業」に関しても区内に 2 か所しかない。地域移行支援は文京区障害者・児計画の重点施策となっている。文京区の計画を実現するために、各事業者としても計画実現のために考えて行く必要があるのではないか。やはり事業者が増えないと受けられるケースも限られてしまう。件数が増えないと、支援ニーズがないと受け止められてしまう危険性もある。どのように事業所を増やすか、人材を増やしていくかなども各事業所間で考えていく必要がある。区民に対して、区内の地域移行をより進めるために地域全体で検討が必要ではないか。

地域住民からの相談が増えてきているという印象がある。しかし 1 事業所で出来る支援内容、機能は限られている。しかし相談に来る人達はニーズがあり困りごとがあるから相談に来る。まずは気持ちを聞き、安心感を持ってもらうことが大切。それに加え必要な情報を的確に伝え、相談窓口のたらい回しにならないように、次なる相談先の、繋ぎの支援を丁寧に行っている。

「文京区精神障害者相談支援事業」の補助金額では専従常勤職員は配置できないため、他事業との兼務という形でしか、職員を配置せざるを得ない。

通所事業の支援で手一杯になってしまっている。指定特定相談支援事業も行っているが、専従職員は配置出来ず、他事業との兼務での職員配置となっている。なかなか専従常勤職員を配置できないという問題がある。3 障害の相談支援を請け負える余力が現状ない。また法人内で職員異動などもあり、人材育成の難しさもある。事業所機能を向上させたいのだが、機能を維持していきただけ精一杯という状況。しかし事業所としてもっと地域課題に貢献できるようにしていきたい。

今後、障害者相談支援事業を増やしていくことができると、基幹相談支援センターは本来機能に力を発揮することができ、計画相談や地域移行支援などもそれぞれ得意分野に力を注ぐことができ、指定一般相談支援事業所も増えてくのではないだろうか。このことを今回の親会への提言とするはどうだろうか。

身体障害者と知的障害者の方々が介護保険サービスを利用する時に、国は、将来的には各

自治体に、介護保険に障害福祉サービスも組み込んでいける体制を作りたいと思うのだが、まだ組み込めない現状がある。スタジオ IL 文京では、3年前に障害当事者スタッフが皆退職してしまった。本来、ピアカウンセリングや自立生活プログラムを提唱していかなければならない事業所なのだが、その関係でなかなか進まない。いろいろな関係機関から、支援やモニタリングといった細かなことを求められているが、一度に行おうとしてもそれは無理難題である。現在事業所が行っていることを懇切丁寧に、地道ではあるが取り組んでいくことによって、文京区には相談支援事業はあるけれど、一方では自分で自分の生活を切り開いていくというテーマを元にして、セルフプランも推奨していくということが自立支援になるのではないかと感じる。

セルフプランや本人でない家族の相談は、相談支援事業所が担うことになる想定で、本当は国にお願いしたいという話もあったが、地域生活支援事業である相談支援事業は、各区市町村で対応してほしいということになっている。相談支援事業の支援内容についての意見をいろいろ聞いたが、本日、支援内容まで検討するには時間が足りない。今年度は障害者相談支援事業を増やすということを提言させてもらいたい。それを受けて、文京区としても前向きに考えるととなった時に、より具体的な支援内容やどこに相談支援事業所があったら良いかなどを考えることを来年度の目標にできたら良いと思う。そのような形で、障害者相談支援事業を増やすことを提言していきたい。委員も賛成であれば拍手をお願いしたい。

(提言内容について委員一同拍手にて承認を得る)

(2) 事例から見える区内相談支援体制の課題について

○樋口部会長より

身体・知的・精神障害者の三事例を通して、事例検討ではなく、相談支援事業所があればどのような役割が担えるかなどの意見交換ができればと思う。

○障害福祉課岡村係長より知的障害者相談事例の報告

指定特定相談支援事業所連絡会で事例として挙げたものの一つである。計画相談が入っている家庭ではあるが、実際のサービス利用に難航しているケース。世帯構成は本人、父、母。父は就労しており、母は本人と24時間365日自宅で過ごしている。本人は、愛の手帳2度、障害支援区分6、重度の知的障害があり自活という面では難しい。本人からの発語も難しく、本人の意思を母が斟酌して日常生活を過ごしている。場面の切り替えや環境の変化に非常に敏感で強い自閉症の方でもあり、父母の意向として、本人にあまりストレスをかけさせたくないという強い希望があり、本人の好きなように家で過ごしてもらっている。現在、生活介護など日中活動先の事業所とは繋がっていて場所も確保はできているがそちらへの通所が難しい。短期入所のように家庭から離れて寝泊まりすることも難しい。

重度訪問介護も支給決定はしているが全く利用がない。本人の障害特性ゆえであるのか家族の考え方なのか、計画相談の方でも介入が非常に困難である。

○質疑、意見等

介護保険では、サービス利用のない方の介護認定はあまりしないようにという形になっており障害の方と少し違うようだと思って聞いていた。また、聴き取り調査の段階で、家族が利用したいという意向であっても、サービス導入までの間に、障害当事者や家族の気持ちの変化などがあって実際には使えなくなってしまうということがあるのではないかと思った。家族の問題も大きいと思うが、本人から見て、人生の中でいつどのような支援をしておくかというのがあるのだろうか。現在は、いろいろな福祉サービスがあると思うが、障害者総合支援法がない時代にこの方はどのような生活をしていたのだろうか。年齢が関係してくると思うが、学校から卒業後自宅に入って外との交流が途絶えるかもしれない時点で、相談がきちんと入れると良いのではないか。学校から就労になるのか、在宅での生活になるのかはわからないが、川上から下流のイメージ図で予防していけると、相談支援がその方の人生のより適切な時期に必要なサービスを導入することができると思う。家族の方が、家族自身の介助力が弱くなってきた時にサービス導入を考え、下流での支援要望が地域でも非常に増えている。過去を振り返って反省しても始まらないかもしれないが、事例のような方が地域にいた場合、このような若い方にどのように支援していけるのかという視点でかかわると良いのではないかと思う。就学時代から学校の先生にもイメージしてもらった上で卒業後の繋ぎを考えてもらいたい。そのようなシステムを作っていけると良いのではないか。

今の意見に大変共感が持てる。とてもよく似た事例を見たことがある。学生の方々は、卒業後、教育から福祉に環境がいきなり変わる。支援内容やハード面の違いがとても大きく影響する。かなり長い年月を学校の環境で過ごしてきた方も多いため、新しい環境になかなかなじみず、元の環境から離れることが難しくなってしまう。教育から福祉へ切り替えるために一歩深く支援に入り、いろいろなネットワークを使いながら福祉現場につないでいくという相談支援の在り方を、施策に反映させることを今後検討していく必要があるのではないか。

親が元気なうちは良いが、子どもが自宅にひきこもりという家庭も結構ある。子一人親一人で親が亡くなった後にこれからどのように生活していくのだろうか、すごく心配になる家庭がある。毎日が穏やかに過ごせれば良いと考え、そのまま暮らしている人が結構いる。親の体力が低下した時が心配であり、日々の相談を通して、その心配をどのように引き出すか、福祉の場はどう戻せるかが一つの課題だと思いながら見ている。精神を病んだ方は施設入所をしている。相談という手法だけでは解決できないこともたくさんあり、親自身の課題でもある。子どもの自立に向けた何らかの解決策が見出せることを願う。

親が疲弊してから声を上げることが多いが、この事例に関しても事前に何か手立てはなかったのかと考える。今、実際に相談支援が回らないのは困難な相談が多いということもあるのだろうが、まずは相談支援事業所が充実することで、10年、20年後に振り返った時に、昔はこういった事例で大変だったが相談支援事業所が増えてそういうことが少なくなったと思える未来を描けるのではないか。

○予防対策課野上係長より精神障害者相談事例の報告

世帯構成は、本人、父、母、祖母の四大家族。障害の状況としては統合失調症で精神障害者保健福祉手帳3級所持の方。本人が就労支援センターの支援を受けながら、今後利用する就労移行支援事業所を決めて調整済であったため、セルフプランで進めていた。しかし、精神障害の方の中には、生活の状態がまだ安定していない状況で就労を希望する人が結構いる。例えば、朝起きられなかったり生活のリズムが整っていなかったり、部屋の整頓が不十分だったり、就労移行の手前のサービス導入が必要になるケースが結構ある。しかし、そのことに本人が気付いておらず、実際利用し始めると就労移行支援事業所から、定期的に通ってこられないとの話がある。一見、就労支援センターの支援を受けていて、事業所も決まった状態で、福祉サービスは就労移行支援事業のみなのでセルフプランで進めていっても良いように感じるが、前提として生活の立て直しが必要なため、生活全般の相談にのってもらえる計画相談の事業所に入ってもらいとスムーズに連携しながら相談を進められるのではないかと考える。申請窓口だけでそのミスマッチを修正していくのは大変難しい。そこで、指定特定相談支援事業所が入りその方の生活全体を見てもらえると、地区担当保健師と連携してもらいながらスムーズに進むのではないか。

○質疑、意見等

保健師は、障害福祉サービスを利用するための認定調査を行う役割がある。居宅介護を希望している場合は、自宅での訪問調査をすることが多いが、就労移行支援事業の利用希望がある方の場合、自宅での訪問調査をお願いすると断られてしまう場合がある。就労支援系のサービス利用のおそらく半分以上の方が、保健サービスセンター内の面接室で行われている。自宅訪問を承諾してくれて部屋の環境を確認できた人の中には、家事支援が必要だと感じる方もおり、その場合利用するサービスをもう少し幅広く選んでもらった方が良いと考える。福祉サービスを利用する方の生活状況を把握するためには、今後、行政の調査方法として、自宅での調査を勧めてみる努力はできるのではないだろうか。本人からの承諾を得てなるべく生活の実態を把握していきたい。その情報は就労にも役立つものになるだろう。

精神障害の方で、居宅介護の利用に計画相談が入ることは多いが、就労支援系はあまり多くない。この事例から考えても、良し悪しは別として、就労支援センターが“しっかり相談にのってくれた”と聞くと、就労について特化している専門機関が入って就労移行支援事業所に繋いでいるという安心感をもってしまう。就労支援センターがどのようなところ

でアセスメントをとって実際事業所に繋げたか、生活の実情と乖離しているところをどう見立てていたかというところは気になる。しかし、そこまでチェックを入れられるかどうかは課題だと感じた。

就労移行支援事業は、最長でも 2 年間でサービス終了になってしまうので、その間に就職等の結果が出ないと、他の障害福祉サービスを使わず相談関係も終了という方もいる。計画相談が入ると就労移行支援事業をどのように利用していたかなどを振り返りながら、就労移行支援事業が終了した後、就職に繋がらなかった時に、就労継続支援 B 型事業所の利用が良いのではないかなどと、他の違ったサポートと一緒に考えられる。しかし、セルフプランの場合、そういった繋ぎの支援が不足する。計画相談を担っている立場としては、就労移行支援事業を利用していたがやめてしまった後、相談できる場所があると助かる。就労支援センターを利用している方の場合、相談をまた繋ぎ直すことができるが、就労支援センターに繋がっておらず、計画相談とも途切れてしまう可能性がある方には障害者相談支援事業があるととても良いと感じる。

自宅で訪問調査をしたいという話はその通りだと思うが、誰だかわからない人を自宅に入れることには抵抗があると思う。自分は居宅介護と同行援護をお願いしているが、依頼した仕事をしてくれるなら誰でも良いということではない。お互いの信頼関係があり、確実にお願いできると思うから頼めるということがある。例えば、現在税金申告の時期であり預金通帳を見てもらうのだが、誰でも良いわけではない。そのあたりの信頼関係をどう醸成していくかということが一番重要なことなのではないか。

実際に障害者相談支援事業所が増えても、信頼関係を作っていくという時間も必要だということ再認識した。

予防対策課にお願いできることかわからないが、就労移行の事業をどのような方がどういうふうにごれくらの期間利用して、どのように終結したのかを後追いをしていき、中断になった方には何が必要だったのかということ振り返る機会があると、相談機能の不足部分や計画相談の導入要否などを分析することができるのではないか。この会議体でそういった検証をしていけると良いと思う。行政では、大学院生に課題解決型実習をしてもらう機会があるので、次年度このテーマに取り組んでもらえないか提案することもできる。就労移行支援事業の利用者にはどのようなニーズがあり、どのような方にこういった事業所が関わっているのか、この場で共有できると障害者相談支援事業のあり方について検討できるのではないか。

就労移行支援事業を利用している方に、どのような方が関わり成功したのか、あるいは難しさがあつたのかなど、統計的に分析しながら今後の障害者相談支援事業のあり方を考えていけると良いと思う。

就労移行支援のみの利用でセルフプランを選択して生活が可能な方も多くいる。計画相談支援事業所が不足している状況の中で、本当に計画相談が必要な人に導入される必要がある。就労の手前の生活面へのフォローなど支援の軽重の判断が必要。行政の対応としての進め方の難しさがある。

○障害福祉課渋谷係長より身体障害者相談事例の報告

同行援護ヘルパーとの信頼関係が重要視され、計画相談を必要としない方がいる。高齢化の中で、介護保険の認定調査をしても非該当になり、同行援護の支援のみになる方もいる。身体機能の変化に気付けるような薄く長い関わりができる相談関係の必要性がある。事業所探しを自分でできる方もいる。区窓口で事業所一覧を口頭で伝えるなどの対応はしている。事業所とのトラブルに対応する事例は受けたことがない。

利用者と支援者の信頼関係をソフト面、新規の相談支援事業所の立ち上げをハード面とするならば、日常的に繋がっている施設・事業所の相談機能を向上させて、信頼関係を深めるようなソフト面の充実が大切と思う。

資料第1号スライド32の中で触れられている障害者相談支援事業の課題①から⑥は、成熟した施設・支援員であれば、自然に出来ていることもある。支援現場の負担感を補助事業の予算を活用することで解消し、熟練の支援員がアウトリーチなどの「つながりを維持する支援」「ソフト面を大切にした支援」により多く取り組める工夫が必要と思う。

移動を必要としている障害者が増えている中で、従事するために支援者には様々な資格の取得が必要となる。その資格取得のための費用を事業所がもつのか、受験者がもつのか。これも1つの課題である。ヘルパーの専門性や成熟度をあげるための助成のあり方も検討が必要。ヘルパーが「やってよかった」と思えることを事業所側が考えていくことが大切だと思う。

利用者と事業所間の様々な困りごとに対して、「どうしてですか？」と双方に聞けることが相談支援の強みである。例えば、双方のジェネレーションギャップが原因で同行する目的地に対する理解が得にくかったり、障害に対する理解不足を利用者が事業者に直接指摘しにくかったり、ヘルパー不足によるサービス提供の限界を利用者に伝えにくかったり。そうした、言いづらいことの中に相談支援が入って調整・介入をすることで、別の選択肢の検討が可能になることもある。相談支援のつなぎの機能だと思う。

同じ場面を共有しやすい事業所の中では、先輩スタッフ姿を見ながら、新しい人材が成長しやすい環境がある。一方で相談支援の人材育成の難しさがある。本来であれば、基幹相談支援センターが人材育成まで取り組めることが理想だが、個別支援が飽和しているなかで、そうした部分が機能しきれていない。既存の事業所が機能を向上させていくという、

ソフト面の大切さがある。

自宅内での家族のマnpワーが低下し、困り感の自覚がない事例について。重複障害や家族支援が必要な場合において、同じ行政内であっても部をまたいでチームを組むと、情報共有の難しさが生まれてしまう。

相談の一番始めである「困った」の自覚がない場合、そこに気付ける身近な存在が大切になる。そうした意味で、自宅近くに相談機関があることは大切であるし、相談支援事業所が増えることのメリットと言える。

3事例は文京区の中でのあるある事例であるし、かなり危機的な状況であることを感じた。社会福祉士と精神保健福祉士のカリキュラム改正で、2021年度から「相談援助」は「ソーシャルワーク」と名称が変更になる。相談支援はソーシャルワークとして、事業所の中で相談を待っているという時代ではなくなる。支援を求めない方（インボランタリークライアント）に対するアウトリーチの役割を担う必要が出てくる。何度も出向いて信頼関係を築くような支援である。その役割を担える人材の育成を長期的に考える必要がある。通える場所がなくなってしまった途端に、次の生活の場の選択肢が都外施設になってしまうようなそんな地域で良いのだろうか。障害者の権利条約の視点に立てば、存在を否定するような相当に危機的な状況と言える。人権を無視している状況という意味で、津久井やまゆり園の19人の方々だけで済まなくなる話である。文京区を支える一人ひとりが危機感を持って対応する必要性を強く感じるし、その危機感が感じられる議論が今日できたと思う。自立支援協議会全体会での部会間での課題共有や実態調査の結果を踏まえながら、現在整備が進んでいる地域生活支援拠点を上手く活用し、解決策を模索していきたい。障害の有無を問わない、誰でも立ち寄りやすい気軽さを大切にした相談窓口、心配になる家族、世帯の情報共有がしやすい相談場所の存在が求められている。事業所の人材育成については定例会議を活用することが大切と思う。

(3) 指定特定相談支援事業所連絡会 年間活動報告【資料第2号参照】

(4) 令和元年度 定例会議 年間活動報告【資料第3号参照】

○事務局より資料内容の説明。

○質疑、意見等

相談支援事業の報酬加算要件を満たせる事業所について。今後条件を満たせる事業所が増える見通しについてはかなり難しいところがある。介護保険のケアマネも加算をとらないと赤字になる報酬設計になっている。

日中、相談者にお会いして、夜間、書類を作るイメージでないと追い付かない。

「専従」の考え方に細かい規定がないので、経営のやりくりについては事業所によって違っているのが実際のところだと思う。十分な先行投資が可能であれば、加算Ⅰを選択する

ことで黒字化できる可能性もあるかもしれない。

セルフプランがご本人の選択肢の1つとしての存在であるならば良いと思うが、現状は違う。計画相談のメリットの説明と理解が重要で、その理解の上での選択が大事。そうした状況にないことは地域課題として認識すべきある。実態調査での集計結果に注目していきたい。その結果を踏まえて、相談支援のあり方や障害福祉計画に反映されていくべきと思う。

一般就労している障害者の方たちの福祉との繋がりや薄さも課題である。就労期間が長くなればなるほど福祉との繋がりが少なくなってしまう。こうした方への相談支援の必要性は高い。

3. その他

障害者の住宅問題やGH建設の反対運動問題などについて、広く区民の皆さんに考えてもらえるような議論を居住支援協議会との連携を通して図ってほしい。障害分野だけでの解決が難しい地域課題や、各種協議会のあり方については、自立支援協議会全体会や今後の協議会の中で議論が必要である。

○事務局より事務連絡

- ・報酬について
- ・記録作成について
- ・部会委員2年任期の1年目、来年度も同様の部会委員にて開催していく予定
- ・次回開催予定について